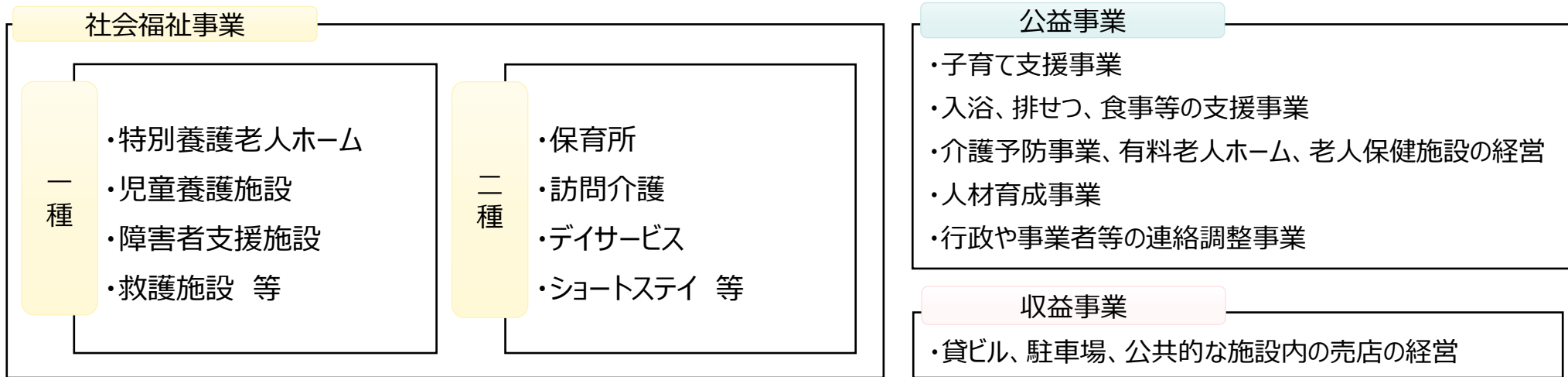


# 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の地域共生社会の担い手としての役割や経営の協働化・大規模化について

# 社会福祉法人制度とは

社会福祉事業を主たる目的として実施。他に、公益事業、収益事業を実施できる



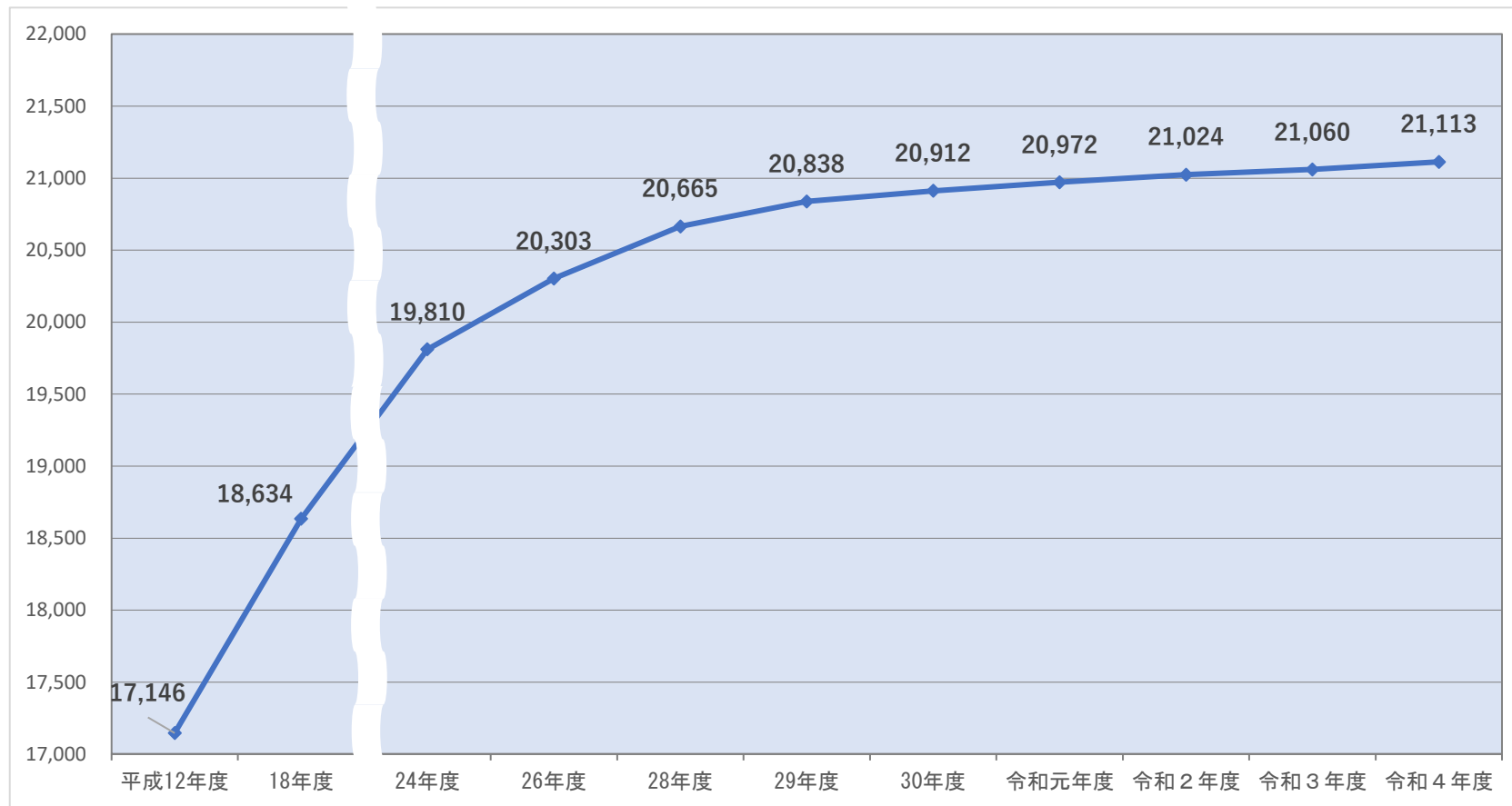
非営利法人として、①法人財産に持分なし ②剰余金の配当なし ③残余財産の分配なし

## 特徴

- 社会福祉事業を実施するために供された財産は、法人の所有となり、出資者の持分はない。
- 収益は、社会福祉事業又は公益事業のみに充当し、利益（剰余金）の配当はない。
- 残余財産は社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者（最終的には国庫）に帰属。
- 所轄庁による措置命令、業務停止命令、役員解職勧告、解散命令に服する。

# 社会福祉法人数の推移

- ✓ 社会福祉法人の数は、鈍化はしているものの、引き続き、増加している。（令和3年度→令和4年度：53件増）

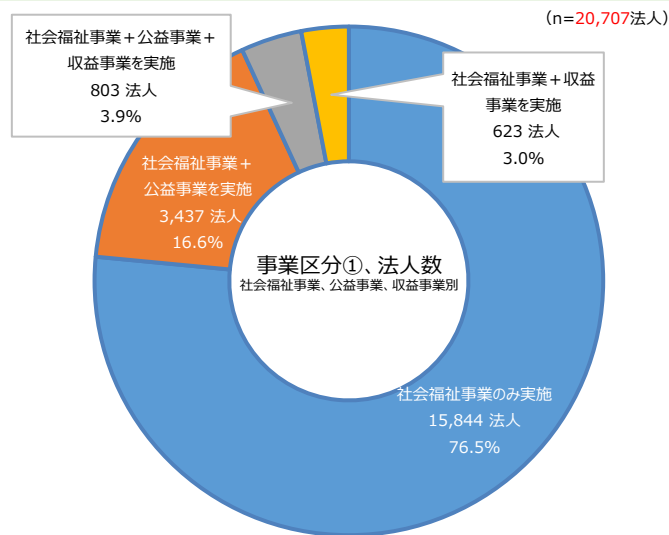


※出典：厚生労働省福祉行政報告例（国所管は福祉基盤課調べ）

## 1. 社会福祉法人の状況

### 1-1. 事業区分別法人数① (社会福祉事業、公益事業、収益事業別)

| 区 分                      | 法人数    |
|--------------------------|--------|
| 社会福祉事業のみ実施               | 15,844 |
| 社会福祉事業<br>及び公益事業を実施      | 3,437  |
| 社会福祉事業、<br>公益事業及び収益事業を実施 | 803    |
| 社会福祉事業<br>及び収益事業を実施      | 623    |
| 合 計                      | 20,707 |



#### ➡ 事業区分別法人数① (社会福祉事業、公益事業、収益事業別)

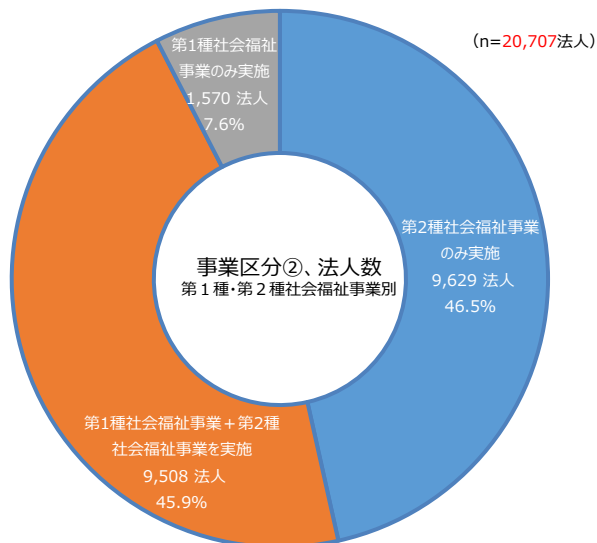
・社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムにより、所轄庁に現況報告書等(現況報告書、計算書類及び社会福祉充実計画)の届出を行った社会福祉法人(20,707法人\*)の法人数を「事業区分別(社会福祉事業、公益事業、収益事業別)」に集計した結果である。

\*分類が困難なデータを含む法人は集計から除外している。

・社会福祉事業のみ実施している法人(76.5%)が最も多く、次いで、社会福祉事業及び公益事業(16.6%)、社会福祉事業、公益事業及び収益事業(3.9%)、社会福祉事業及び収益事業(3.0%)と続いている。

### 1-2. 事業区分別法人数② (第1種社会福祉事業、第2種社会福祉事業別)

| 区 分                         | 法人数    |
|-----------------------------|--------|
| 第1種社会福祉事業のみ実施               | 1,570  |
| 第2種社会福祉事業のみ実施               | 9,629  |
| 第1種社会福祉事業<br>及び第2種社会福祉事業を実施 | 9,508  |
| 合 計                         | 20,707 |



#### ➡ 事業区分別法人数② (第1種社会福祉事業、第2種社会福祉事業別)

・社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムにより、所轄庁に現況報告書等(現況報告書、計算書類及び社会福祉充実計画)の届出を行った社会福祉法人(20,707法人\*)の法人数を「事業区分別(第1種社会福祉事業、第2種社会福祉事業別)」に集計した結果である。

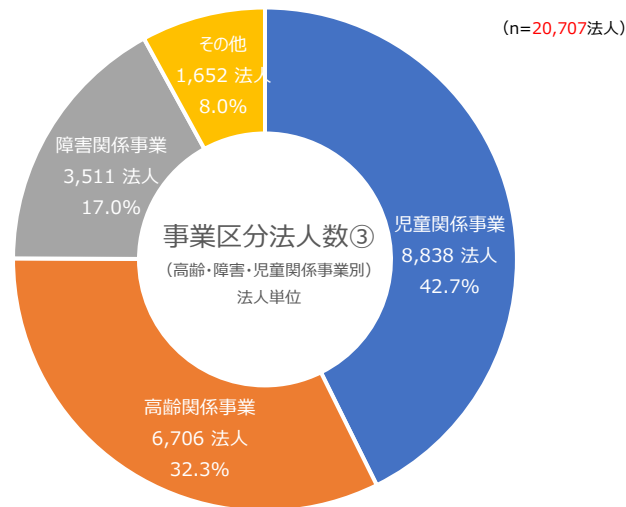
\*分類が困難なデータを含む法人は集計から除外している。

・第2種社会福祉事業のみ実施している法人(46.5%)が最も多く、次いで、第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業(45.9%)、第1種社会福祉事業のみ実施(7.6%)と続いている。

## 1-3.事業区分別法人数・事業数③ (高齢・障害・児童関係事業別)

法人単位 \*中心となる事業分野で区分

| 区 分    | 法人数    |
|--------|--------|
| 高齢関係事業 | 6,706  |
| 障害関係事業 | 3,511  |
| 児童関係事業 | 8,838  |
| その他    | 1,652  |
| 合 計    | 20,707 |



### → 事業区分別法人数・事業数③ (高齢・障害・児童関係事業別) 法人単位

- ・ 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムにより、所轄庁に現況報告書等（現況報告書、計算書類及び社会福祉充実計画）の届出を行った社会福祉法人（20,707法人\*）の法人数を「事業区分別（高齢・障害・児童関係事業別）」に集計した結果である。

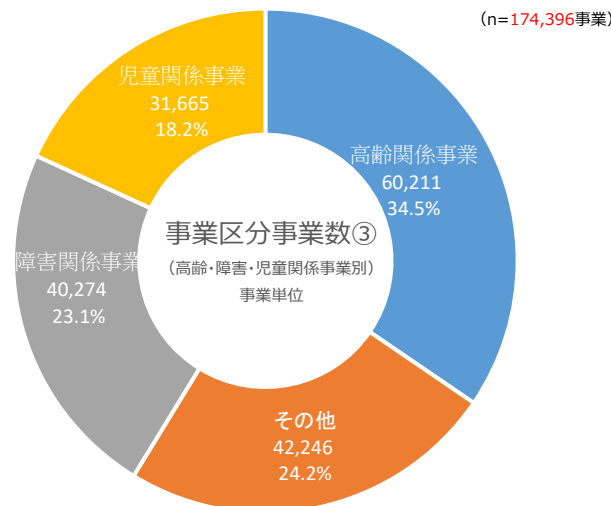
\*1 分類が困難なデータを含む法人は集計から除外している。

\*2 サービス活動収益が最も大きい事業を法人全体で判定し、区分している。

- ・ 児童関係事業を実施している法人（42.7%）が最も多く、次いで、高齢関係事業（32.3%）、障害関係事業（17.0%）、その他（8.0%）と続いている。

事業単位

| 区 分    | 事業数     |
|--------|---------|
| 高齢関係事業 | 60,211  |
| 障害関係事業 | 40,274  |
| 児童関係事業 | 31,665  |
| その他    | 42,246  |
| 合 計    | 174,396 |



### → 事業区分別法人数・事業数③ (高齢・障害・児童関係事業別) 事業単位

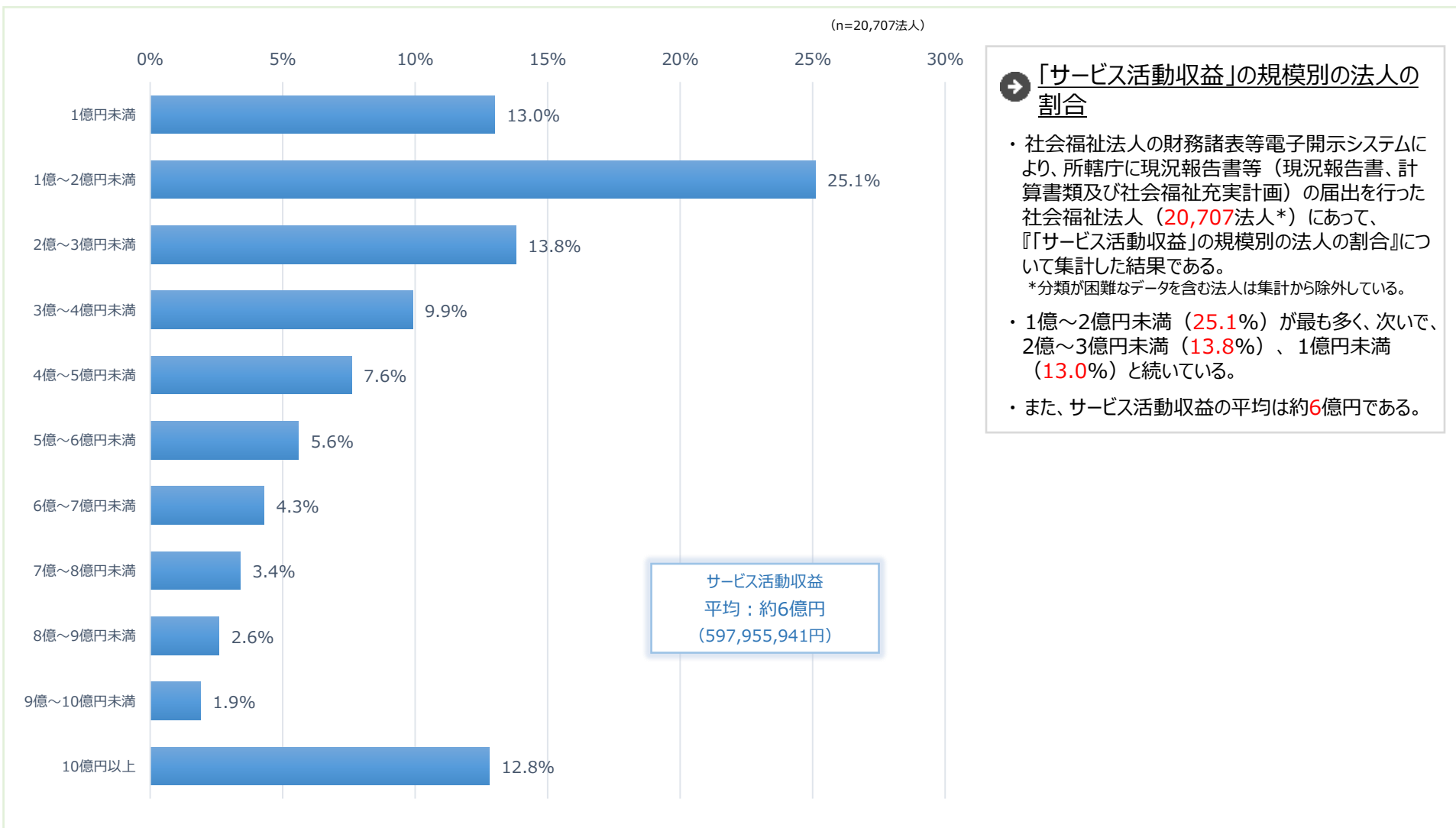
- ・ 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムにより、所轄庁に現況報告書等（現況報告書、計算書類及び社会福祉充実計画）の届出を行った社会福祉法人（20,707法人\*）の法人が行っている事業を「事業区分別（高齢・障害・児童関係事業別）」に集計した結果である。

\*分類が困難なデータを含む法人は集計から除外している。

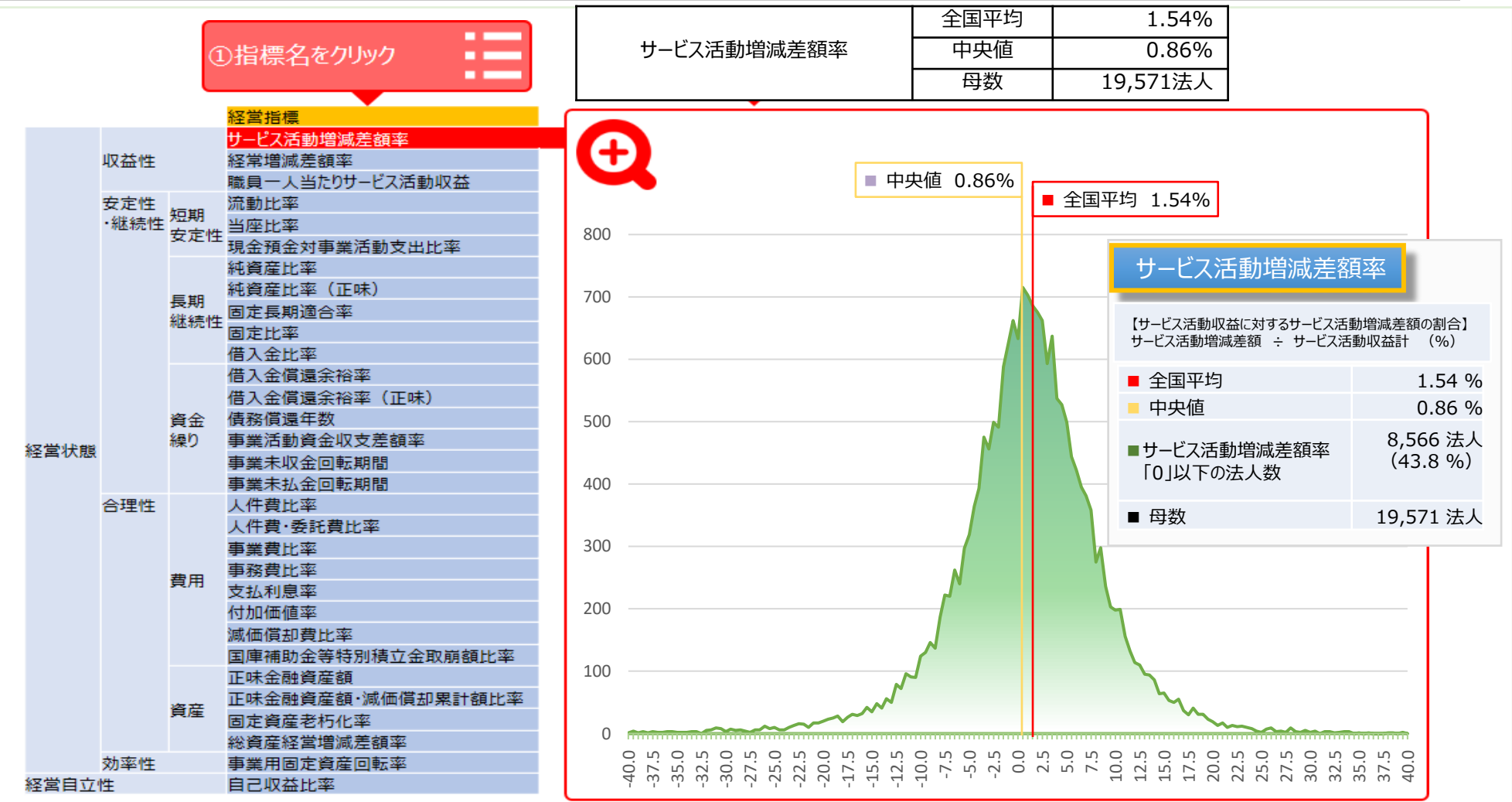
- ・ 高齢関係事業（34.5%）が最も多く、次いで、その他（24.2%）、障害関係事業（23.1%）、児童関係事業（18.2%）と続いている。

## 2.社会福祉法人の経営状況

### 2-1.「サービス活動収益」の規模別の法人の割合



2-2.社会福祉法人の経営状態（全国平均）



※ 経営指標については、日本公認会計士協会（非営利法人委員会）が平成30年7月18日に改正した非営利法人委員会研究報告第27号「社会福祉法人の経営指標～経営状況の分析とガバナンスの強化に向けて～」を参考に集約したものです。

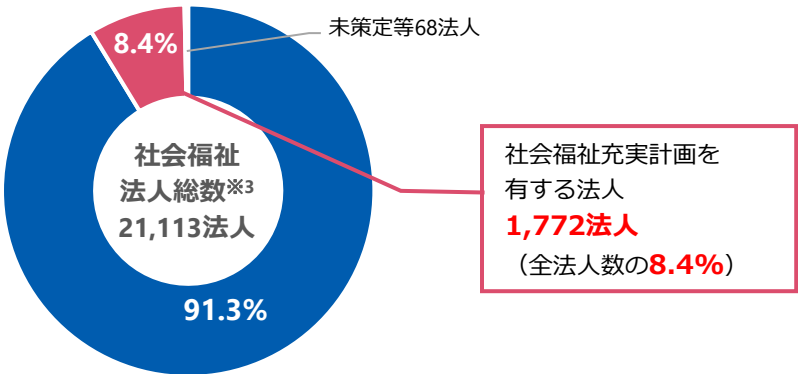
サービス活動増減差額率 【サービス活動収益に対するサービス活動増減差額の割合】  
サービス活動増減差額 ÷ サービス活動収益計（％）  
サービス活動収益に対するサービス活動増減差額の割合である。

# 令和5年度における社会福祉充実計画の状況について

「社会福祉充実財産」（社会福祉法人の財産から事業継続に必要な財産を控除した財産）が生じた法人は、「社会福祉充実計画」を策定し、使途を見える化した上で計画的に社会福祉事業等に再投下することとしている。令和5年度における当該計画の全体の状況は以下のとおり。（令和5年10月1日時点福祉基盤課調べ※2）

- 社会福祉充実計画を有する法人は、**1,772法人**（社会福祉法人総数※3の**8.4%**）で、社会福祉充実財産の総額は**3,885億円**（参考：令和4年度における状況 社会福祉充実計画を有する法人 1,941法人（9.2%） 社会福祉充実財産の総額 4,106億円）
- 社会福祉充実計画を有する1,772法人のうち、「地域における公益的な取組」を実施している法人は**1,339法人（75.6%）**（参考：令和4年度における状況 社会福祉充実計画を有する1,941法人のうち、「地域における公益的な取組」を実施している法人 1,423法人（73.3%））

## 1. 社会福祉充実計画の有無



## 2. 社会福祉充実計画の事業区分

社会福祉充実財産の使途は、社会福祉事業、地域公益事業、公益事業の順に検討することとなっている。

| 社会福祉事業             | 地域公益事業          | 公益事業           | 合計      |
|--------------------|-----------------|----------------|---------|
| 3,779事業<br>(95.5%) | 109事業<br>(2.8%) | 69事業<br>(1.7%) | 3,957事業 |

## 3. 社会福祉充実計画の事業内容別事業費・事業数内訳

| 事業内容                   | 事業費※4           | 事業数             |
|------------------------|-----------------|-----------------|
| 合計                     | 3,885億円         | 3,957事業         |
| サービス向上のための既存施設の改築・設備整備 | 1,817億円 (46.8%) | 1,761事業 (44.5%) |
| 新規事業の実施                | 617億円 (15.9%)   | 424事業 (10.7%)   |
| 職員給与、一時金の増額            | 171億円 (4.4%)    | 461事業 (11.7%)   |
| サービス向上のための新たな人材の雇入れ    | 154億円 (4.0%)    | 366事業 (9.2%)    |
| 既存事業のサービス内容の充実         | 110億円 (2.8%)    | 293事業 (7.4%)    |
| 職員の福利厚生、研修の充実          | 24億円 (0.6%)     | 108事業 (2.7%)    |
| 既存事業の定員、利用者の拡充         | 23億円 (0.6%)     | 36事業 (0.9%)     |
| 上記以外の事業                | 307億円 (7.9%)    | 278事業 (7.0%)    |
| 充実計画の対象となっていない充実財産等※5  | 647億円 (16.7%)   | -               |

※1 社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、社会福祉法第24条第2項に社会福祉法人の責務として規定される、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、無料又は低額な料金で、法人の自主性、創意工夫により実施される多様な福祉サービス

※2 回収率は96.2%（昨年度回収率は97.8%）。なお、回収率の計算式は、（令和6年3月時点有効回答1,772法人）／（社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムのデータにおいて充実財産が発生した1,858法人から、社会福祉充実計画策定に係る費用が社会福祉充実財産を上回ることが明らかな場合等により、当該計画の策定が不要であることが確認できた16法人を除いた1,842法人）＝96.2% ※3 令和4年度福祉行政報告例に基づく全国社会福祉法人数

※4 補助金等を除く充実財産充当額のみを計上

※5 充実計画期間内に新たに発生した充実財産、充実計画額と実績額との差額など充実計画の変更を伴わず充実計画の対象とならない額の合計額

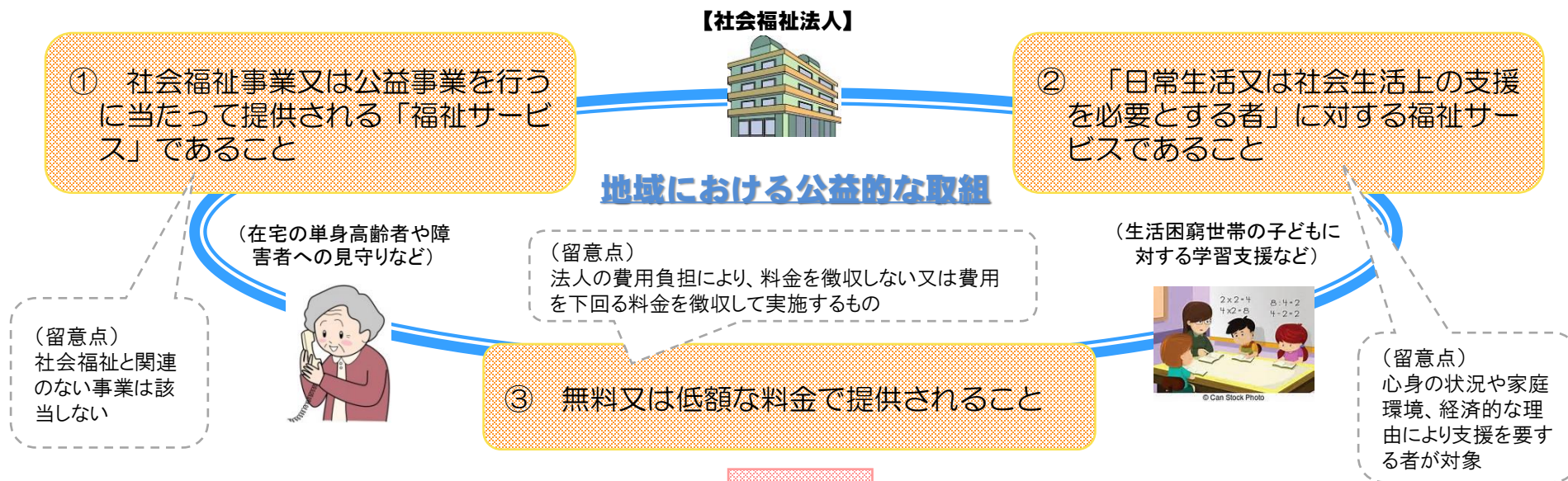
# 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の実施に係る責務について

- 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)

第24条 (略)

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するように努めなければならない。



- **社会福祉法人の地域社会への貢献**

⇒ **各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進**

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

# 「地域における公益的な取組」の取組状況について

○ 「地域における公益的な取組」については、例えば、以下のような取組など、地域の実情に応じて現に多様な取組が行われており、平成28年改正社会福祉法を踏まえ、各地域において広がりを見せてきている。

○ また、厚生労働省は、法人が「地域における公益的な取組」に一層取り組みやすいものとし、もって地域の実情に応じた福祉サービスの更なる充実を図ることができるよう、運用に係る解釈の明確化の通知を発出（平成30年1月）するとともに、平成30年度社会福祉推進事業により、実践事例の収集・分析等を行い、実践の方向性等について現場への周知等を実施。

## **（制度外サービスの創出）**

- ・ 日常生活上の支援を必要とする高齢者等に対して、サポーターとして登録された地域住民を派遣し、見守りや家事援助などのサービスを提供
- ・ 草取り、院内付添、大掃除など介護保険外のサポートの実施
- ・ 地域住民の参加を募り、単身高齢者に対する「雪かき応援隊」活動を実施
- ・ 障害のある利用者の日中活動の一環として、地域住民の日常生活の困りごとのお手伝い活動を実施

## **（各種相談窓口の設置）**

- ・ 同一区内で事業を展開する26の法人が共同で無料相談窓口を開設
- ・ 成年後見制度活用推進窓口を設置し、週1日の頻度で相談担当者を配置

## **（移動支援）**

- ・ 地域と市の中心街を結ぶ送迎バスの運行

## **（地域住民に対する普及啓発）**

- ・ 地域住民を対象に、認知症の症状の改善等のノウハウを伝達する塾を開講

## **（地域住民相互の交流支援・ニーズ把握）**

- ・ 地域の空き家を活用し、単身高齢者や認知症高齢者の外出・安らぎの場の提供
- ・ 商店街に高齢者の居場所となるサロンを開設し、地域の高齢者ニーズを把握
- ・ 自宅にひきこもりがちな地域住民を清掃等のボランティア活動に参加させるとともに、施設給食を無償で提供

# 生活困窮者等に対する「地域における公益的な取組」好事例集

- ✓ 社会福祉法人の責務である「地域における公益的な取組」への期待は、益々高まっている。
- ✓ こうした状況を踏まえ、**生活困窮者等に対する「地域における公益的な取組」**について、全国の法人の取組の参考となるよう、**令和3年度に、各所轄庁から管内の法人の好事例を推薦いただき、約400事例の好事例集を作成。**
- ✓ 事務連絡において、所轄庁に対し、管内の法人への周知を依頼するとともに、管内の法人の取組状況の引き継ぎの把握等により、「地域における公益的な取組」を一層促進していただくことを依頼。



## 掲載先URL

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000920124.pdf>

厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 生活保護・福祉一般 > 社会福祉法人制度 > 地域における公益的な取組



## ▼▶ 掲載事例の例

### 断らない相談窓口の実践

地域の全世代を対象に、専門職と地域の協力者が生活上の困り事に関する相談を受け、必要に応じて関係機関に繋げる。（栃木県内の事例）

### 制度の狭間のニーズに対する生活支援

地域の独居高齢者や生活困窮者等に対し、町内有志の応援団により、ゴミ出しや買い物代行、家屋内の掃除等の生活支援を実施。（岡山県内の事例）

### 生活困窮者等に対する一時居住支援

住居を持たない生活困窮者等に対し、衣食住の提供とともに、就労支援や生活支援等の包括的な支援を行う。（静岡県内の事例）

### 生きづらさを抱える方への居場所支援

働くことに一歩踏み出せない方、ひきこもりの方が集う居場所として、定期的に施設を開放。（京都府内の事例）

### 生活困窮者等に対する就労・外出支援

生活困窮者等が就労するための準備的な活動として、法人職員業務の補助者として受け入れる。（埼玉県内の事例）

# 社会福祉法人制度改革（平成28年改正社会福祉法）の実施状況

令和3年1月26日  
第26回社会保障審議会福祉部会資料  
(令和6年3月数値等更新)

| 平成28年改正社会福祉法の措置内容      |                                                                                  | 措置状況・評価                                                                            |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 経営組織のガバナンスの強化       | ○議決機関としての評議員会を必置<br>※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議<br>(注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。 | 経過措置対象の4,374法人のうち、定数確保済みの法人数 96.6%<br>※福祉基盤課調べ(令和元年12月1日時点)<br>※令和2年3月までに選任完了見込み含む |
|                        | ○役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備                                                       | —                                                                                  |
|                        | ○親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備                                                     | —                                                                                  |
|                        | ○一定規模以上の法人への会計監査人の導入                                                             | 収益30億円/負債60億円超の法人及び任意の138法人に設置(令和5年4月1日時点現況報告書に基づき福祉基盤課調べ)                         |
| 2. 事業運営の透明性の向上         | ○閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大                                                        | H29より財務諸表等電子開示システムを運用                                                              |
|                        | ○財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等                         | 財務諸表等電子開示システムによる公表法人 99.7% ※21,011法人/21,082法人(令和5年11月6日時点)                         |
| 3. 財務規律の強化             | ○役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等                                               | —(把握している罰則適用事例はない)                                                                 |
|                        | ○純資産から事業継続に必要な財産の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化                          | 社会福祉充実財産総額 3,885億円(前年差221億円減)<br>※福祉基盤課調べ(令和5年10月1日時点)                             |
|                        | ○再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ                        | 社会福祉充実財産発生法人は全体の8.4%<br>※1,772法人(令和5年10月1日時点福祉基盤課調べ)                               |
| 4. 地域における公益的な取組を実施する責務 | ○社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定       | 地域における公益的な取組の実施に関する現況報告書への記載割合 69.5%<br>※出典:財務諸表等電子開示システム(令和5年4月1日時点)              |
| 5. 行政の関与の在り方           | ○都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ                                                     | H29に指導監査ガイドラインを策定・公表                                                               |
|                        | ○経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備                                        | 勧告件数 21件 公表件数 0件<br>※出典:福祉行政報告例(令和4年度実績)                                           |
|                        | ○都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備                                         | H29より財務諸表等電子開示システムを運用<br>H29より、所轄庁において財務諸表等電子開示システムのデータを集計・分析できるよう措置               |

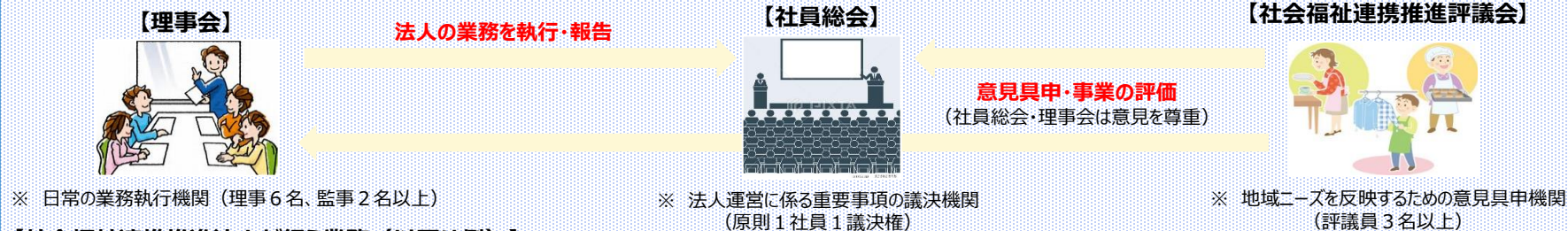
# 社会福祉連携推進法人について

○ 社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設。**(令和4年4月1日施行)**

○ 2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。

⇒ 社会福祉連携推進法人の設立により、**同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能**となる。

## 社会福祉連携推進法人（一般社団法人を認定）



### 【社会福祉連携推進法人が行う業務（以下は例）】

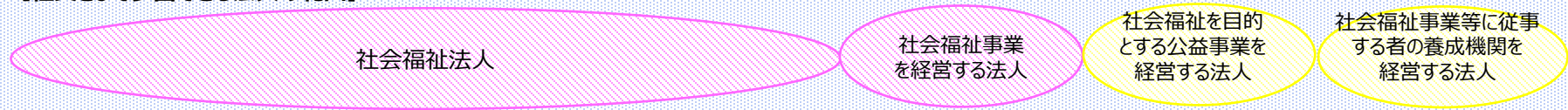
|                                                                                                                                   |                                                                                                                                         |                                                                                                                       |                                                                                        |                                                                                                                                          |                                                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>①地域福祉支援業務</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域貢献事業の企画・立案</li> <li>・ 地域ニーズ調査の実施</li> <li>・ 事業実施に向けたノウハウ提供</li> </ul> | <b>②災害時支援業務</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急物資の備蓄・提供</li> <li>・ 被災施設利用者の移送</li> <li>・ 避難訓練</li> <li>・ BCP策定支援</li> </ul> | <b>③経営支援業務</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営コンサルティング</li> <li>・ 財務状況の分析・助言</li> <li>・ 事務処理代行</li> </ul> | <b>④貸付業務</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉法人である社員に対する資金の貸付け</li> </ul> | <b>⑤人材確保等業務</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 採用・募集の共同実施</li> <li>・ 人事交流の調整</li> <li>・ 研修の共同実施</li> <li>・ 現場実習等の調整</li> </ul> | <b>⑥物資等供給業務</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 紙おむつやマスク等の物資の一括調達</li> <li>・ 給食の供給</li> </ul> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 会費等の支払・社員総会での議決権行使

### 業務を通じて個々の社員の経営を支援

#### 【社員として参画できる法人の範囲】

※ 2以上の法人が参画し、参画する社員の過半数は社会福祉法人であることが必要

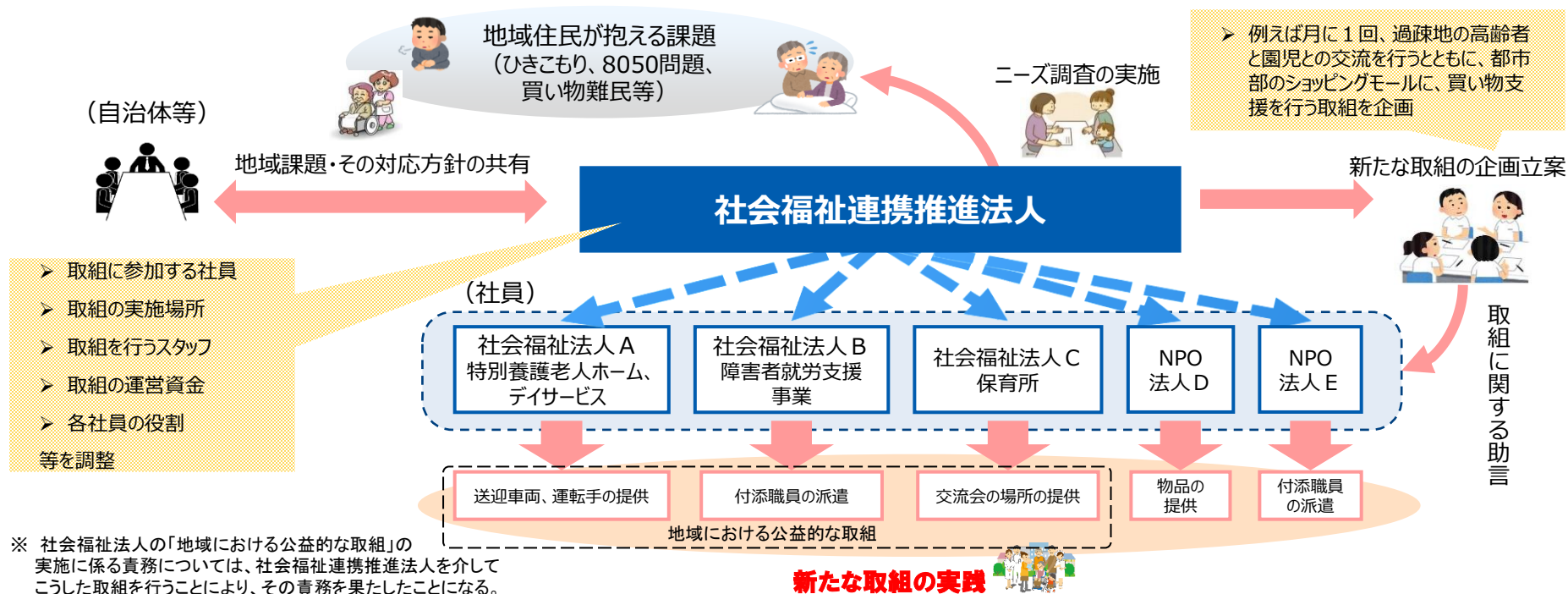


認定・指導監督

認定所轄庁（都道府県知事、市長（区長）、指定都市の長、厚生労働大臣のいづれか）

# 社会福祉連携推進法人による地域福祉支援業務のイメージ

- 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として行う「地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援」は、
- ・ **地域住民の生活課題を把握するためのニーズ調査の実施**
  - ・ **ニーズ調査の結果を踏まえた新たな取組の企画立案、支援ノウハウの提供**
  - ・ **取組の実施状況の把握・分析**
  - ・ **地域住民に対する取組の周知・広報**
  - ・ **社員が地域の他の機関と協働を図るための調整**
- 等の業務が該当する。



## 社会福祉連携推進法人の社員による新たな取組の実践により、地域福祉の充実に繋がる

- ※ 地域の福祉ニーズを踏まえつつ、社会福祉連携推進法人が社員である社会福祉法人等を支援する一環で、制度として確立され、定型化・定着している社会福祉事業を除き、社会福祉関係の福祉サービスを行う場合については、以下の要件をいずれも満たせば、地域福祉支援業務に該当することとする。
- ア 社会福祉連携推進法人と社員の両方が当該福祉サービスを提供していること
  - イ 社会福祉連携推進法人から社員へのノウハウの移転等を主たる目的とするなど、社会福祉連携推進法人が福祉サービスを実施することが社員への支援にあたること

# 社会福祉連携推進法人の設立状況について

令和6年9月30日現在、認定があった社会福祉連携推進法人は22法人。

## 法人名

(丸数字は設立順)

1. 認定所轄庁
2. 認定年月日

### ① リガーレ

1. 京都府 2. 令和4年5月10日

### ⑪ きょうと福祉キャリアサポート

1. 京都府 2. 令和5年2月28日

### ② リゾムウェル

1. 大阪府 2. 令和4年6月17日

### ③ 日の出医療福祉グループ

1. 兵庫県 2. 令和4年8月1日

### ⑥ あたらしい保育イニシアチブ

1. 和歌山県 2. 令和4年11月11日

### ⑩ 福岡親和会

1. 福岡県 2. 令和5年2月3日

### ⑰ みらいグループ

1. 福岡県 2. 令和5年7月11日

### ⑬ 幸輪ホールディングス

1. 福岡県筑後市 2. 令和5年4月1日

### ⑮ ジョイント&リップル

1. 熊本県熊本市 2. 令和5年5月9日

### ②② 人材育成振興会

1. 大分県 2. 令和6年9月30日

### ⑱ 秋田圏域社会福祉連携推進会

1. 秋田県 2. 令和5年8月2日

### ⑫ さくらグループ

1. 埼玉県 2. 令和5年3月27日

### ⑤ 一戸共栄会

1. 東京都 2. 令和4年11月4日

### ⑦ 青海波グループ

1. 東京都 2. 令和4年12月8日

### ⑨ 園経営支援協会

1. 東京都 2. 令和5年1月30日

### ②① 大和会

1. 東京都 2. 令和6年3月26日

### ④ 光る福祉

1. 千葉県 2. 令和4年10月13日

### ②⑩ キッズファースト

1. 千葉県千葉市 2. 令和5年10月1日

### ⑭ 乳幼児教育ユニティ

1. 新潟県 2. 令和5年4月3日

### ⑧ 黎明

1. 岐阜県 2. 令和5年1月27日

### ⑩⑥ 共創福祉ひだ

1. 岐阜県飛騨市 2. 令和5年6月29日

### ⑩⑨ となりの

1. 愛知県 2. 令和5年9月19日

# 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業の拡充

令和7年度概算要求額 4.5億円（3.5億円）※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 小規模な社会福祉法人においても「地域における公益的な取組」を行う責務を果たすため、複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人のそれぞれの強みを活かした地域貢献のための協働事業を試行するとともに、協働事業に十分な人員体制の確保のため、合同研修や人事交流等の、福祉・介護人材の確保・定着に向けた取組を推進する。
- また、希望するネットワークは、参画法人の事務処理部門の集約・共同化やICT技術の導入を行うことにより、参画法人の事務の効率化を図るとともに、より強固な連携・協働を行うことが可能となる「社会福祉連携推進法人」に移行することを見据えた基盤作りも可能。加えて、制度趣旨を踏まえて社会福祉連携推進法人に期待される取組であって、他の連携推進法人の業務の参考となる先駆的な取組を支援し、社会課題に対する効果的な連携推進法人の取組みを促進する。
- また、これらの法人間連携のきっかけとなるよう、地方公共団体が主体となり、区域内の福祉課題解決を目的として社会福祉法人等が参加する関係者会議を開催する経費を新たに補助する。

## 2 事業の概要・スキーム

- 社会福祉法人の地域の福祉ニーズへの対応力の強化や、経営基盤の強化のため、社会福祉連携推進法人の設立を推進するとともに、その設立に至らない小規模法人についても、引き続き連携による機能強化や基盤作りが重要であるため、これを推進する。
- 実施主体：都道府県・指定都市・中核市・一般市（特別区含む）・町村
- 補助率：定額補助



| メニュー                                          |                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 社会福祉法人等関係者会議開催事業                           | ① 区域内の福祉課題解決を目的とした関係者会議の開催（1カ所あたり1,000千円）【拡充】                                                                                                                                                                                               |
| 2. 社会福祉連携推進法人設立支援事業<br>※②③のいずれか又は両方を実施        | ② 社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援（1回限り、1,500千円）【単価拡充】<br>→ 円滑に法人の設立を行うための設立準備会や合同研修会を行う。                                                                                                                                                              |
|                                               | ③ 先駆的な社会福祉連携推進業務の企画立案・実施（1回限り、上限1,000千円）【拡充】<br>→ 社会福祉連携推進法人に期待される取組であって、以下のような先駆的な取組と経営効率化の取組※を行う場合に補助する。<br>➢ 社員施設における外国人材の受け入れ支援や社員法人における山脈型キャリアモデル構築支援<br>➢ 地域課題を踏まえた法人後見の実施<br>※計画に基づくICTの活用等による経営効率化のための取組（効率化計画の策定・実施後の評価・公表を必須とする。） |
| 3. 法人間連携プラットフォーム設置運営事業<br>※④⑤は必須メニュー、⑥⑦の実施は任意 | ④ 各法人の強みを活かした地域貢献のための協働事業 → 地域課題の解決を図るための取組を立ち上げ、試行する。 } (年間4,000千円)                                                                                                                                                                        |
|                                               | ⑤ 福祉・介護人材の確保・定着に向けた連携の推進 → 合同研修会や人事交流等を通じ、人材の確保・定着を図る。 } (原則2カ年)                                                                                                                                                                            |
|                                               | ⑥ 参画法人の事務処理部門の集約・共同化の推進（1回限り、3,200千円）                                                                                                                                                                                                       |
|                                               | ⑦ ICT技術導入支援（1回限り、2,000千円）<br>→ プラットフォームの取組を効果的・効率的に行うため、ICT技術を導入する。                                                                                                                                                                         |

# 人口減少局面における社会福祉法人の経営課題把握について

人口減少局面において、縮小する地域でニーズは変化しつつも不可欠な福祉サービスを維持していくため、社会福祉法人（以下「法人」という。）には様々な経営課題が生じることとなる。中でも、利用者の偏在や職員等の不足により、1法人で事業を完結させることが難しくなるといった、連携・協働化が必要な課題が想定されるが、実態は明らかになっていない。

このため、人口減少局面において、地域の福祉サービスを維持していくための法人の経営課題を、1法人では対応できないものを中心に把握するため、経営課題に直面している法人がおり、地域全体で不可欠な福祉サービスの維持に取り組もうとしている地域の法人及び自治体等にヒアリングをした（※）。

対象地域：①青森県深浦町、②岩手県奥州市、③新潟県十日町市、津南町、④岐阜県飛騨市、⑤島根県西ノ島町

実施している連携・協働の取組、法人の経営課題及び連携・協働化に関する主な意見は次のとおり。

※ 令和6年度社会福祉推進事業社会福祉連携推進法人制度の活用の促進等に関する調査研究事業（PwCコンサルティング合同会社）にて進行中。

# 人口減少局面における社会福祉法人の経営課題把握について①

## 【実施している（又は実施を予定している）連携・協働の取組】

- 町内の社会福祉法人等によりネットワーク会議を立ち上げ、防災や人材確保の視点で助け合うゆるやか協定を締結した。
- 市町内の社会福祉法人によりネットワーク会議を立ち上げ、共同で人材確保（スポットワークができる人材を探す）、資質向上（研修）などに取り組んだ。
- 過疎地域における介護人材確保を協働で行うため、市から支援を受けつつ、社会福祉連携推進法人を設立した。
- 急速に進む人口減少や少子化など10年、20年先を見据え、地域の社会福祉サービスの維持や経営の効率化を目的に、それぞれ子育て支援、高齢者支援、障害者支援を行う3法人が法人合併した。
- 町が主体となり、法人も参加して、住民調査、法人の経営分析、将来推計をもとに、利用定員の見直しや在宅重視へシフトを行うため、総合福祉施設を中核とした介護サービス提供体制に見直す基本構想を検討している。

## 【地域の福祉サービスを維持していくための法人の主な経営課題等】

（事業者等からの意見）

- 労働力の不足と、利用者の減少が課題である。
- 労働力の減少は、必置の資格も含めた資格者の減少でもある。
- 人件費・諸物価高騰にあって、老朽化した施設の改修費等にかかる資金ストックに余力がない。
- セーフティーネットといえる事業を、採算が悪いからといって簡単にやめることはできない。
- 1法人で1事業を完結することは、必要な人材がいないこと、経営の費用が増加することにより、より困難になる。

（市町村からの意見）

- サービス提供者がいなくなるような状況になれば、行政ができる手法で経営を支援し、また、行政がサービス提供の調整役を担う必要がでてくるのではないかと。
- 人材確保のために補助金等の支援をしているが、行政が各法人の経営をサポートするには限界がある。

## 人口減少局面における社会福祉法人の経営課題把握について②

### 【連携・協働化に関する主な意見、社会福祉連携推進法人制度の活用に関する主な意見】

#### <主に連携・協働化の観点からの意見>

- 地域全体で社会福祉事業の維持に取り組むためには、検討の場をつくり関係者が認識を共有する必要があるのではないかと。
- 社会福祉連携推進法人の社員法人同士の間では人材の流動化を図れるようにできないか。
- 最初から合併はハードルが高いことから、事業や業務単位での協働から実施していくために連携推進法人が社会福祉事業をすることを可能とできないか。

#### <主に社会福祉連携推進法人制度の活用の観点からの意見>

- 有料職業紹介の許可を得なくても、連携推進法人の職員が社員法人にかかる職業紹介をできるようにならないか。
- 連携推進法人が社員外も含めた実務者研修を受託するとその他業務の事業規模が過半となるが、ガバナンスは担保されているので、過半に満たないものというルールを見直せないか。
- 社会福祉法人の役員と連携推進法人の役員を兼務している場合は、理事会などが重なり負担が大きいため軽減できないか。
- 連携推進法人など法人連携にあたっては、強力なインセンティブが必要となる。

# (参考) 協働化・大規模化等による介護経営の改善に関する政策パッケージ

## 第7回デジタル行財政改革会議(令和6年6月18日)

- 介護サービス市場において人材確保が困難となる中、介護施設・事業所が安定的に必要な事業を継続し、地域におけるサービスを確保し、複雑化したニーズに対応するためには、1法人1拠点といった小規模経営について、**協働化・大規模化等による経営改善の取組**が必要。
- こうした経営改善の取組を推進するため、**経営課題への気づき、協働化・大規模化等に向けた検討、協働化・大規模化等の実施の各段階に即した対策**を講じる。
- すべての介護関係者に**協働化・大規模化等の必要性とその方策を認識してもらえよう、厚生労働省としてあらゆる機会を捉えて、積極的に発信**する。  
(厚生労働省HP上に特設ページを開設、関係団体への説明・周知依頼、関係団体機関誌等への寄稿、その他各種説明会の実施等)

### ①「経営課題への気づき」の段階における支援(選択肢の提示)

- 経営課題や施設・事業所の属性別の協働化・大規模化に係る取組例の作成・周知
- 社会福祉連携推進法人の先行事例集の作成・周知
- 都道府県別の社会福祉法人の経営状況の分析・公表・周知
- 各都道府県に順次(R5～)設置されるワンストップ窓口における相談対応(生産性向上の観点から経営改善に向けた取組を支援)
- よろず支援拠点(中小企業・小規模事業者のための経営相談所)における相談対応や(独)福祉医療機構の経営支援の周知徹底

### ②「協働化・大規模化等に向けた検討」段階における支援(手続き・留意点の明確化)

- 第三者からの支援・仲介に必要な経費を支出できることの明確化(※1)(合併手続きガイドライン等の改定・周知)
- 社会福祉法人の合併手続きの明確化(合併手続きガイドライン等の周知)
- 社会福祉連携推進法人の申請手続きの明確化(マニュアルの作成・周知)
- 役員の退職慰労金に関するルール of 明確化(※2)(事務連絡の発出)

※1 社会福祉法人において合理性を判断の上支出  
※2 社会福祉法人について支給基準の客観性をより高めるために算定過程を見直し、支給基準を変更することは可能

### ③「協働化・大規模化等の実施」段階における支援(財政支援)

- 小規模法人等のネットワーク化に向けた取組への支援
- 事業者が協働して行う職場環境改善への支援(人材募集、合同研修等の実施、事務処理部門の集約等への支援)
- 社会福祉連携推進法人の立上げに向けた取組への支援
- 社会福祉法人の合併の際に必要な経営資金の優遇融資((独)福祉医療機構による融資)

# 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の地域共生社会の担い手としての役割や経営の協働化・大規模化等に係る対応の方向性について

○ 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人が引き続き地域共生社会の担い手としての役割を果たせるようにするために、どのように環境を整備すべきか。

- ☑ 社会福祉法人がその責務である「地域における公益的な取組」の活動を広げるためにはどのような方策が考えられるか。
- ☑ 人口減少局面の地域において持続可能なサービス提供体制を構築するために、1法人としてのサービス提供だけではなく連携・協働して取り組むことについてどのように考えるか。
- ☑ 社会福祉連携推進法人制度について、事務負担の軽減、業務内容の緩和その他財政面も含めて、活用を促進するためにはどのような方策が考えられるか。

## 参考資料

(6) 健康・医療・介護

16 介護・保育・障害福祉分野における合併、事業譲渡等に関するローカルルール防止等

高齢化とともに、高齢者を含む人口減少が進む我が国において、良質な介護・保育・障害福祉サービスの持続性を確保し、利用者の生活に支障を及ぼしかねないサービスの中断・停止等を回避するためには、介護・保育・障害福祉分野の事業者（社会福祉法人を含む。以下「介護事業者等」という。）の協働化や合併、事業譲渡等による経営力強化及び円滑な事業承継（以下「経営力強化等」という。）が必要である。経営力強化等の手段は多様であり、どの手段を選択し、必要に応じて、複数の手段を組み合わせるかは介護事業者等の経営判断で行われるものであるが、合併や事業譲渡等のニーズを有する事業者は一定程度存在する。

一方で、介護・保育・障害福祉分野における合併、事業譲渡等については、以下のような指摘がある。

- ・ 介護事業者等の合併、事業譲渡等に関して、地方公共団体によっては、肯定的に捉えていないところがあったり、あるいは、介護事業者等にとって、公開情報で知り得る事例も限られており情報不足から現実的な選択肢として検討することが困難。・介護事業者等が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続（合併、事業譲渡等に伴う手続を含む。以下同じ。）について、特に、介護保険法（その政省令、通知、事務連絡等を含む。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号。その政省令、通知、事務連絡等を含む。以下同じ。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号。その政省令、通知、事務連絡等を含む。以下同じ。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。その政省令、通知、事務連絡等を含む。）、社会福祉法（昭和26年法律第45号。その政省令、通知、事務連絡等を含む。以下同じ。）等を執行する地方公共団体との調整が重要な課題である。
- ・ 合併、事業譲渡等に関して事例が少ないこともあり、知見が乏しく、許認可に関する手続に関して地方公共団体の担当者間でも理解に濃淡が生じている。
- ・ 地方公共団体による不適切なローカルルール（独自の規律に係る様式、添付書類、各種申請に関して同分野の事業者と地方公共団体が行う事前相談及びその他運用に関する事項を含む。以下同じ。）がある場合は、介護事業者等が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続の予見性が低く、かつ、事務負担が重い。

以上を踏まえ、介護事業者等の経営力強化等を目的として、円滑な合併、事業譲渡等が実施可能な環境整備を行うとともに、当該事業者の手続に要する負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。

～ (略) ～

## 第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～

### 5. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

#### (1) 全世代型社会保障の構築

(医療・介護サービスの提供体制等)

高齢者人口の更なる増加と人口減少に対応するため、限りある資源を有効に活用しながら、質の高い効率的な医療・介護サービスの提供体制を確保するとともに、医療・介護DXの政府を挙げての強力な推進、ロボット・デジタル技術やICT・オンライン診療の活用、タスクシフト/シェア、医療の機能分化と連携など地域の実情に応じ、多様な政策を連携させる必要がある。

国民目線に立ったかかりつけ医機能が発揮される制度整備、地域医療連携推進法人・社会福祉連携推進法人の活用、救急医療体制の確保、持続可能なドクターヘリ運航の推進や、居住地によらず安全に分べんできる周産期医療の確保、都道府県のガバナンスの強化を図る。

～(略)～

人口減少による介護従事者不足が見込まれる中で、医療機関との連携強化、介護サービス事業者のテクノロジーの活用や協働化・大規模化、医療機関を含め保有資産を含む財務情報や職種別の給与に係る情報などの経営状況の見える化を推進した上で、処遇の改善や業務負担軽減・職場環境改善が適切に図られるよう取り組む。また、必要な介護サービスを確保するため、外国人介護人材を含めた人材確保対策を進めるとともに、地域軸、時間軸も踏まえつつ、中長期的な介護サービス提供体制を確保するビジョンの在り方について検討する。

～(略)～

## V. 投資の推進

### 5. 健康・医療

日本のヘルスケア産業は、急速な高齢化やイノベーション等により成長が加速している。日本が有する多くのポテンシャルを引き出し、グローバルにリードできるヘルスケアマーケット創出を目指す。

そのため、(1) 成長の加速化を体系的に進めるとともに、ヘルスケアの特性を踏まえた(2) 国民の安心の観点から、必要な改革を行う。

#### (2) 国民の安心・経営の持続可能性(サステナビリティ)の確保のための質の見える化と選択肢の拡大

##### ② 多様なサービス提供と経営の持続可能性

公的サービスの安定提供を前提の上で、一定の条件下のもと、医療法人の附随業務の明確化、介護施設等の保険外サービスの運用改善等を進め、多様なサービス提供や経営の持続可能性確保につなげ、結果として医療介護従事者の賃上げを図る。

さらに、小規模事業者ほど収益性・賃金水準・人手確保等が厳しい傾向にあり、近年、事業承継・再編のニーズも増えていることから、関係施策(事業承継税制、産業競争力強化法による税制優遇、事業承継補助金等の活用)や地域医療連携推進法人・社会福祉連携推進法人の積極的な周知・活用、福祉医療機構による経営支援、各都道府県の事業承継・引継ぎセンター、地域金融機関との連携等によるM&Aの売り手・買い手の円滑なマッチング支援等を進める。